

矢作川水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、矢作川水防災協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、発生頻度の高い洪水から想定最大規模の洪水まで、発生頻度・被害規模が異なる洪水を考慮し、洪水から流域住民の命を守り、社会経済被害の最小化を目指す取組を沿川自治体、愛知県、気象庁、河川管理者が目標を共有し、ハード対策を着実に進めるとともにソフト対策を充実させる取組を協力して計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1に掲げる機関をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有

2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有

3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年6月21日から実施する。

別表－1 矢作川水防災協議会委員

関 係 機 関	役 職
岡崎市	市 長
碧南市	市 長
刈谷市	市 長
豊田市	市 長
安城市	市 長
西尾市	市 長
知立市	市 長
高浜市	市 長
幸田町	町 長
愛知県 建設部 河川課	課 長
愛知県 西三河建設事務所	所 長
愛知県 知立建設事務所	所 長
愛知県 豊田加茂建設事務所	所 長
気象庁 名古屋地方气象台	台 長
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所	所 長
国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所	所 長

別表－２ 矢作川水防災協議会幹事

関 係 機 関	役 職
岡崎市	河川課長
	防災危機管理課長
碧南市	土木課長
	防災課長
刈谷市	雨水対策課長
	危機管理課長
豊田市	河川課長
	防災対策課長
安城市	土木課長
	危機管理課長
西尾市	河川港湾課長
	危機管理課長
知立市	土木課長
	安心安全課長
高浜市	都市整備グループリーダー
	都市防災グループリーダー
幸田町	土木課長
	防災安全課長
愛知県 建設部 河川課	課長補佐
愛知県 西三河建設事務所	維持管理課長
愛知県 知立建設事務所	維持管理課長
愛知県 豊田加茂建設事務所	維持管理課長
気象庁 名古屋地方气象台	防災管理官
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所	副所長（調査）
国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所	建設専門官